

藝林史評 ⑫

皇族女子を当主とする女性宮家も必要

現在の皇室制度は、戦後の日本国憲法と皇室典範に基づいている。その憲法に「皇族は世襲」とあるので、天皇の地位は大和朝廷以来の御子孫が世襲されなければならない。

しかし、その御子孫といっても、現行の典範で、(イ)皇位の継承者は「皇統に属する男系の男子」に限定されている(戦前まで容認されてきた側室の庶子も否定)。また(ロ)皇族は「養子をする(取る・出す)ことができない」と禁止され、さらに(ハ)「皇族女子」が一般男子と結婚すれば「皇族の身分を離れる」と規制されている。

このうち、(イ)の限定を貫くことは容易ではないが、幸い今のところ三代先(次の次の次)まで男系男子により継承可能な見通しが立っている。したがって、当面これを変更しない、という前提で議論を進める必要がある。

とはいえ、(ロ)の禁止によって、継嗣のない秩父宮家と高松宮家はすでにない。今後これがつづけば、常陸宮家も桂宮家も早晚絶えてしまうことになる。とすれば、その前に皇族間の養子認めるよう、改正すべきであろう。

さらに、(ハ)の規制が続けば、女子しかおられない三笠宮家の寛仁親王家(二女王)も高円宮家(三女王)も、いずれなくなってしまう。そのうえ、秋篠宮家も悠仁親王が皇太子より天皇になられるから、姉の二内親王では継ぐことができず、また皇太子家の一内親王も、一般男子と結婚されたら、皇室を離れなければならない。その結果、二十数年後に

は悠仁親王と同世代の若い皇族が皆無になる恐れがある。

そこで、日本の至宝というべき皇室が未永く存続し得るようするには、当面まず(ハ)の規制を緩和して、いわゆる女性宮家の創設も可能にするよう改正すべきだと考えられる。それは民間の婚養子と違って、皇族女子が当主となる(一般男子は入夫として皇族になれるが当主にならない)。

その女性宮家は、そこで生まれる子孫により相続されると「女系宮家」になる。それは前例がないことから、反対だという人が少なくない。しかし、長い皇室の歴史を振り返ると、飛鳥時代の女性天皇も奈良時代の臣籍皇后も、平安以降の親王宣下も室町以降の世襲宮家も、すべて新例である。

それは内親王でも女王でも原則可能としておき、各宮家を相続する以外の次女や三女は辞退して民間に出ることを希望されたら、皇室会議で認められるように工夫すべきであろう。その際、天皇をはじめ関係の深い皇族たちのご意向を承って、可能な限り尊重することが望ましい。

なお、現行制度で結婚により皇族の身分を離れた皇族女子でも、内親王・女王の称号を尊称として認めれば、女性宮家など不要という論者が少なくない。しかし、それは皇室と一般の区別(君臣の分義)を曖昧にするから、適切でない。

ただ、現天皇と最も身近な元内親王や元女王が、皇室の活動を外から支え助けられることは現にある(例えば伊勢神宮の祭主など)。したがって、そのような公的な役割とそれ相応の待遇を検討することは、意義があると思われる。

〈追記〉七月五日、私の公述した全容・質疑応答と参考資料は、総理官邸のホームページに掲載されている。〔所 功〕